

日向東臼杵南部

# 広域連合だより

【第1号】

平成13年4月1日

日向東臼杵南部広域連合誕生!!



4月1日から広域連合の事務局が置かれる清掃センター（日向市富高）

## ～効率的な行政運営を目指して～

日向市、門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、諸塚村、椎葉村の8市町村は、これまで様々な分野で連携と交流の実績を築き、「運命共同体」とも言われています。このたび、8市町村では効率的な行政を進めるために「日向東臼杵南部広域連合」を設置して、一部の事務を共同処理することとなりました。宮崎県で初の設置となる「広域連合」とはどのような制度でしょうか。皆様にご紹介いたします。

【目次】 広域連合って何?…P 2、広域連合の施設…P 3、広域連合の規約…P 4

# 広域連合って何？

広域連合とは、市町村の事務の一部を共同処理する市町村等の組合（特別地方公共団体と言います。）です。平成6年に制度化され、現在、全国に68の広域連合が設置されています。

近年、住民の生活圏の拡大や利便性を求める上から広域行政の必要性が高まっています。また、市町村に

おいては、行財政改革を積極的に推進して効率的な行政運営に努めなければなりません。こうしたことから日向市・東臼杵郡南部の8市町村では、従来から行ってきた事務の共同処理方法をさらに充実させる方法として、広域連合を設置することとしました。

広域連合には、現在ある「一部事務組合」や「事務の委託」といった事務の共同処理方式と比べ、①地域性や事務の特殊性などを反映した自由な組織体制が確立できる、②国や県から直接、権限・事務の委任を受けられるなど地方分権の受け皿となる、③関係市町村と協議のうえ「広域計画」を策定することが義務づけられ、主体的で計画的な行政運営が發揮できる、

④住民には事務監査やリコールなどの直接請求権が与えられる、といった特徴があります。

当圏域では平成10年に設置された「日向入郷広域行政研究会」で検討が進められ、昨年5月に8市町村長が広域連合の設置に合意。関係市町村議会の議決を得て、2月初旬に8市町村長が連名で県知事に広域連合設置許可申請書を提出しました。

## 4つの事務を共同処理

日向東臼杵南部広域連合では、「ごみ処理場」「し尿処理場」「火葬場」「一般廃棄物最終処分場」の4つの施設の設置、管理運営事務を行います。それぞれの施設で共同処理する市町村の構成が違い、必要な経費は規約に定めた割合で関係市町村が負担します。

**各施設の概要は、次ページをご覧ください。**

## 広域連合のしくみ

**問** 広域連合の組織体制は？

**答** 執行当局は連合長、副連合長、助役、収入役、事務局職員などで構成されます。また、市町村と同様議会や監査委員、選挙管理委員会、公平委員会なども組織されます。

**問** 連合長や連合議員はどのように選ばれるの？

**答** いずれも間接選挙で選ばれ、その方法は規約に定められています。連合長は8市町村の首長間での選挙で選ばれます。連合議員は、8市町村それぞれの議会の中で選挙で選ばれます。

**問** 広域連合の経費はどこが負担するの？

**答** 規約に定められており、市町村の負担金や国の補助金などが充てられます。

**問** 広域連合で事務を行うとどんな利点があるの？

**答** 施設の建設や管理運営を共同で行うため、事務の効率化や経費の軽減ができます。また、住民には直接請求権が与えられることや、今後の広域行政の中核的組織となり得ることも大きな利

点です。

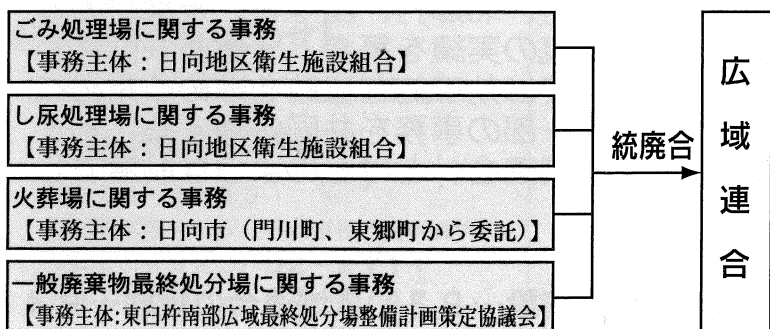
**問** 広域連合に移行されることで行政サービスの内容は変わるの？

**答** 4つの施設の利用方法や料金などが変わることはありません。

**問** 市町村合併とどう違うの？

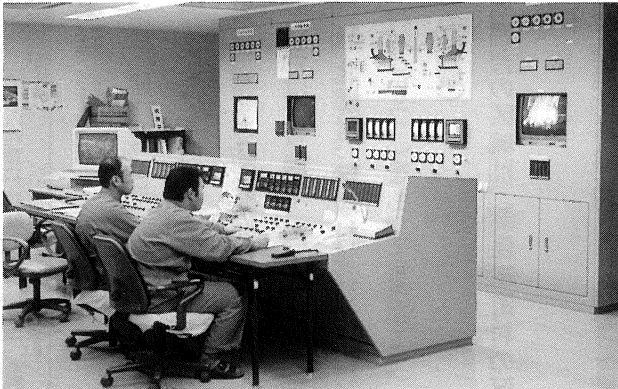
**答** 広域連合は、市町村の事務の一部のみを共同して処理する組織です。市町村の機能を全部一緒にする「合併」とは違います。

### 《広域連合の方向性》



## 清掃センター(ごみ焼却場)

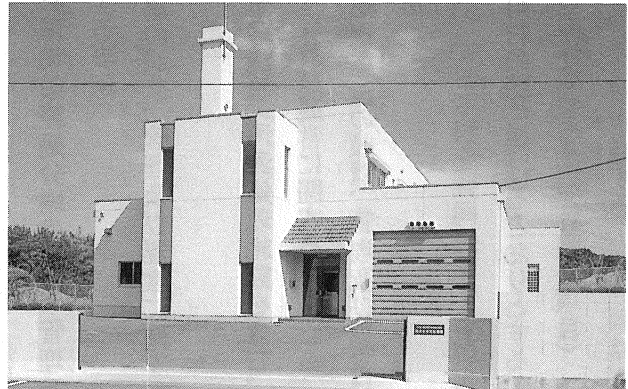
可燃ごみの焼却を行う施設で、現在、さらに公害防止対策などを施す基幹整備を行っています。



【所在地】日向市大字富高2192番地  
【共同処理する市町村】日向市、門川町、東郷町、南郷村、北郷村、諸塚村  
【昨年度の処理量】28,357トン  
【運営体制】直営。(運転管理部門は民間委託。)

## 財光寺汚泥処理場(し尿処理場)

汲み取り便所の生し尿や浄化槽内の汚泥を処理する施設です。



【所在地】日向市大字財光寺1131番地8  
【共同処理する市町村】日向市、東郷町  
【昨年度の処理量】し尿 8,720キロリットル  
汚泥 9,558トン  
【運営体制】日向市へ委託

## 日向東臼杵南部広域連合の施設

広域連合で設置、管理運営する施設は4つ。どの施設も、現代社会になくはならない大切な施設ばかりです。

### 日向地区斎場東郷霊苑(火葬場)

築後22年を経過し老朽化が進んでいることから、8市町村が協力して建て替えることにしました。



【所在地】東郷町大字山陰丙619番地  
【共同処理する市町村】日向市、門川町、東郷町  
ただし、新施設については、8市町村。  
【昨年度の火葬件数】867件  
【運営体制】直営。(運転管理部門は民間委託。)

### 東臼杵南部広域最終処分場(計画中)

日向市を除く7町村が整備する管理型の一般廃棄物最終処分場です。平成12年4月から関係町村の議会の議決を経て協議会を設置し、建設計画の策定を進めています。処理方法はもちろん公害防止対策や監視システムなど、最新の技術を導入する予定です。現在、計画にともなう環境影響調査等を実施するため、予定地近隣の皆様との話し合いを行っています。

【建設予定地】門川町内  
【共同処理する町村】門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、諸塚村、椎葉村

これまで紹介したように、平成13年4月1日から上記の4つの施設は、広域連合によって管理運営等が行われます。これまで行ってきた事務はそのまま継続されますので、運営主体が変わりますが施設の利用方法や行政サービスが変わることはありません。

← 広域連合の憲法とも言える「規約」は次のページ!!

# 日向東臼杵南部広域連合規約

## (広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、日向東臼杵南部広域連合(以下「広域連合」という。)という。

## (広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、日向市、門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、諸塚村及び椎葉村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。

## (広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。

## (広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務
- (2) 火葬場の設置、管理及び運営に関する事務
- (3) し尿処理施設(汚泥処理施設を含む。)の設置、管理及び運営に関する事務
- (4) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務

2 前項に規定する事務を共同処理する市町村は、別表の市町村の欄に掲げるとおりとする。

## (広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項

目について記載するものとする。

- (1) 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。
- (2) 火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- (3) し尿処理施設(汚泥処理施設を含む。)の設置、管理及び運営に関すること。
- (4) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (5) 広域計画の期間及び改定に関すること。

## (広域連合の事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、日向市大字富高二一九二番地に置く。

## (広域連合の議会の組織)

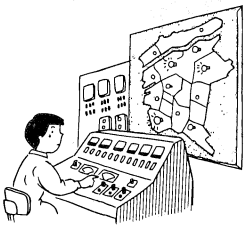
第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、22人とする。

## (広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員のうちから、関係市町村の議会において選挙する。

2 関係市町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- |     |     |    |
|-----|-----|----|
| (1) | 日向市 | 7人 |
| (2) | 門川町 | 3人 |
| (3) | 東郷町 | 2人 |
| (4) | 南郷村 | 2人 |
| (5) | 西郷村 | 2人 |



(6) 北郷村 2人

(7) 諸塚村 2人

(8) 椎葉村 2人

3 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があつたとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

## (広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

## (広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

## (広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長7人、助役及び収入役を置く。

## (広域連合の執行機関等の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙する。



2 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを  
選挙しなければならない。

3 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町  
村長をもって充てる。

4 助役は、広域連合長が広域連合の議会の同意  
を得て、関係市町村の助役のうちから選任する。

5 収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同  
意を得て、関係市町村の収入役のうちから選任  
する。

#### (広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、  
関係市町村の長としての任期による。

2 助役の任期は、関係市町村の助役としての任  
期による。

3 収入役の任期は、関係市町村の収入役として  
の任期による。

#### (職員)

第14条 広域連合に、第11条に規定するものほ  
か、この広域連合に必要な吏員その他の職員を  
置く。

#### (選挙管理委員会)

第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をも  
つてこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有す  
る者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し

公正な識見を有する者のうちから、広域連合の  
議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

#### (監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の  
同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務  
管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優  
れた識見を有する者(次項において「識見を有す  
る者」という。)及び広域連合議員のうちから、そ  
れぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから  
選任される者にあつては4年とし、広域連合議員  
のうちから選任される者にあつては広域連合議  
員の任期による。

#### (公平委員会)

第17条 広域連合に、公平委員会を置く。

2 公平委員会は、3人の公平委員をもってこれを  
組織する。

3 公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及  
び民主体的に能率的な事務の処理に理解があり、  
かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、  
広域連合の議会の同意を得て、広域連合長が選  
任する。

4 公平委員の任期は、4年とする。  
(広域連合の経費の支弁の方法)

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をも  
つて充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) 地方債
- (5) その他

2 前項第1号に規定する負担金の額は、広域連  
合の予算において定めるものとし、その負担割合  
は、別表の当該欄に掲げるとおりとする。

#### (補則)

第19条 この規約の施行に必要な事項は、広域連  
合長が規則で定める。

#### 附則

1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

2 広域連合は、平成13年3月31日をもって解散  
する日向地区衛生施設組合の事務及び財産を承  
継する。

3 広域連合長が選任されるまでの間、解散した日  
向地区衛生施設組合の解散時の管理者が、日向  
東臼杵南部広域連合長職務執行者として広域連  
合長の職務を行う。収入役においても同様とす  
る。



別表（第4条、第18条関係）

区 分		市 町 村	負 担 割 合	
1	一般管理費	日向市、門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、諸塚村、椎葉村	議会費及び総務費	均等割 20% 事業費割 80%
2	一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務	門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、諸塚村、椎葉村	運営管理費	均等割 20% 利用割 80%
			建設費	均等割 20% 人口割 80%
3	火葬場の設置、管理及び運営に関する事務	日向市、門川町、東郷町	運営管理費	均等割 15% 人口割 35% 利用割 50%
				新設施設にかかるもの
			建設費	
4	し尿処理施設（汚泥処理施設を含む。）の設置、管理及び運営に関する事務	日向市、東郷町	運営管理費	均等割 12.5% 利用割 87.5%
			建設費	均等割 5% 人口割 95%
5	ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	日向市、門川町、東郷町、南郷村、北郷村、諸塚村	運営管理費	均等割 25% 利用割 75%
			建設費	均等割 20% 人口割 10% 利用割 70%

【備考】

- 「均等割」の算定基礎は、各区分の項における市町村の欄に掲げる市町村の数による。
- 「事業費割」は、一般管理費を除くすべての事務の運営管理費と建設費を合計したものに対する各事務の運営管理費と建設費の合計の割合に、当該事務の運営管理費の負担割合を乗じて算出する。
- 「人口割」の算定基礎は、予算の属する年の前年10月1日現在の現住人口とする。ただし、火葬場の設置、管理及び運営に関する事務で椎葉村の人口にあっては、尾向区、大河内区、不土野区、尾八重区、鹿野遊区及び仲塔区を除く。また、し尿処理施設（汚泥処理施設を含む。）の設置、管理及び運営に関する事務の建設費にかかる人口は、昭和60年1月1日における現住人口とする。
- 「利用割」の算定基礎は、予算の属する年度の前年度前3年間の利用実績とする。

## 広域連合へのご理解とご協力をお願いいたします。

【発行・お問い合わせ】

日向・東臼杵南部市町村振興協議会

「広域連合設立準備室」

〒883-8555

日向市本町10-5（日向市役所企画課内）

TEL (0982) 52-2111

FAX (0982) 54-8747

広域連合の発足まであと一月。本書により、広域連合のことが少しでも多くの方々に理解していただければ、幸いに思います。地方分権の進展や行財政改革の推進など、市町村行政を取り巻く環境はめまぐるしく変わっています。こうした中で新しい行政手法の導入が、圏域の発展に大きく貢献することを願わずにいられません。8市町村の連携の受け皿として誕生する広域連合をよろしく願います。

（濱）

編集  
後記

